

館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において起業する者を支援し、本市における産業の振興を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した地域課題解決チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）について、総務省通知（平成29年10月27日付け総行政第238号・総税市第87号）及び館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 新たな事業の開始であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により行うもの

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立して行うもの

ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ行うもの

エ 法人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ行うもの

(2) 起業の日 事業を営まない個人が行う場合にあっては開業の日、法人を設立して行う場合にあっては法人設立の日又は事業を営む個人若しくは法人が行う場合にあっては新たな事業の開始の日をいう。

(3) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。

(4) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(5) クラウドファンディング型ふるさと納税 補助事業者を支援するため、本市がインターネット等で補助事業の資金を集めるふるさと納税をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市の区域内において、市長が別に定める日までに起業を予定している者又は補助事業の認定の申請時に起業の日から12か月を経過

していない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等の滞納のない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に居住し、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者

イ 市内に本店を有し、かつ、その代表者がアに該当する法人

- (3) 市内に事業所等（事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点をいう。）を設置し、又は設置しようとしている者であること。
 - (4) 許認可等を必要とする起業にあつては、既に当該許認可等を受けている者であること。
 - (5) 起業した後において、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う者を除く。）となる者であること。
 - (6) 第 9 条の規定によりクラウドファンディング型ふるさと納税による補助事業に係る資金の募集の結果、資金募集目標額（クラウドファンディング型ふるさと納税による補助事業に係る資金の募集の目標額をいう。以下同じ。）に達しなくても補助事業を実施する者であること。
- 2 交付対象者は、補助事業について、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助金の交付対象とはしない。
- (1) 他の者が行っていた事業を継承して行い、又は行おうとする者
 - (2) 仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行い、又は行おうとする者
 - (3) フランチャイズ契約を締結し、実施する者
 - (4) 館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例（平成 25 年条例第 25 号）に基づく奨励金の交付を受け、又は受けようとする者

(5) その他市長が適当でないと認める者

(補助事業等)

第4条 補助事業並びにその対象経費、資金募集目標額及び補助額は、別表に定めるとおりとする。ただし、国、県その他の本市以外の団体から起業に関連する補助（以下「他の補助」という。）を受ける場合は、他の補助の対象となる経費については、この補助の対象となる経費から除くものとする。

2 補助事業の認定の申請時に起業の日から12か月を経過していない者が補助金を申請する場合において、補助の対象となる経費については、第6条に規定する補助事業の認定後に支出する経費とする。

(補助事業の認定申請)

第5条 補助事業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金対象事業認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 市税等の完納証明書（別記第2号様式）

(2) 認定申請者（法人の場合は、代表者とする。）の住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載については、省略することができる。）

(3) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）

(4) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業者で既に開業している場合に限る。）

(5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）

(6) 事業計画書（別記第3号様式）

(7) 補助対象経費に係る見積書及び契約書の写し又はこれらに類するもの

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の認定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金事業審査委員会（以下「審査会」という。）を開催し、その結果に基づき、補助事業の認定の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、補助事業の認定について

必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金事業認定（不認定）通知書（別記第4号様式）により、認定申請者に通知するものとする。

3 審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。
（変更等の申請）

第7条 前条第2項の規定により補助事業の認定を受けた者は、申請した内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、内容を変更しようとするときは、第5条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付するものとする。

（変更等の承認の決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第6号様式）により変更等の承認の申請をした者に通知するものとする。

（資金の募集）

第9条 市長は、クラウドファンディング型ふるさと納税により、認定した補助事業の資金を募集するものとする。この場合において、資金募集の期間は、市長が別に定める日までとする。

（交付の申請）

第10条 補助事業の認定を受けた者が補助金の交付を申請しようとするときは、クラウドファンディング型ふるさと納税の募集が終了した日の翌日から起算して1か月以内に、館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金交付申請書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を

確認し、補助金の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第8号様式）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日までに館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金実績報告書（別記第9号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

（1）事業に係る経費の支払を証する書類

（2）設備及び備品の整備が完了した後の事務所等の状況がわかる写真

- 2 前項の規定により実績報告書の提出の期限となる日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等ではない日を期限とする。

（額の確定）

第13条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該実績報告書に係る補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の額を確定したときは、館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金確定通知書（別記第10号様式）により実績報告書の提出者に通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 前条第2項の通知書を受けた者は、速やかに館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金交付請求書（別記第11号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金の請求をした者に補助金を交付するものとする。

（補助事業者の責務）

第16条 補助事業者は、産業経済団体への積極的な加入に努めるとともに、本市又は産業経済団体が行う産業の振興のための事業に積極

的に参加し、協力するよう努めるものとする。

- 2 補助事業者は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条の規定により作成された館山市創業支援等事業計画に定める創業支援セミナーを受講するよう努めるものとする。
- 3 補助事業者は、認定に係るクラウドファンディング型ふるさと納税により資金を提供した者（以下「資金提供者」という。）に対して、自社製品（商品）の試供品送付、事業所見学、事業の経過報告その他の補助事業に継続して関心をもってもらうための取組を行うものとする。
- 4 補助事業者は、第7条の規定により補助事業を変更し、又は中止若しくは廃止したときには、資金提供者に対し、当該変更等の経緯及び理由並びに補助事業のうち既に実施された部分に係る事業報告をするものとする。
- 5 補助事業者は、資金提供者との間に紛争が生じたときは、補助事業者の責により解決するものとする。

（財産の管理及び処分）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「補助事業の設備等」という。）について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の設備等を処分してはならない。ただし、補助事業が完了した日から5年を経過したとき、又は市長が特に認めたときは、この限りでない。

（補助事業の認定取消し及び補助金の返還等）

第18条 市長は、認定を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業の認定又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助事業の認定を受け、又は補助金の交付を受け、若しくは受けようとしたとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第４条第１項）

補助事業	次のいずれかの事業 ア 館山市の地域課題の解決に資する事業 イ 館山市の地域資源の活用 に資する事業	
補助対象経費（資本金，人件費，借金の返済に要する経費及び消耗品費を除く。） <u>消費税及び地方消費税の額を除いた経費とする。</u>	機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費（汎用性が高く使用目的が特定されないものを除く。）
	広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成及び広報媒体等の活用のために要する経費
	ウェブサイト関連費	販路開拓等を行うためのウェブサイト及びＥＣサイト等の開発，構築，更新，改修，運用等に要する経費
	開発費	新商品の試作品及び包装パッケージの試作開発に伴う原材料，設計，デザイン，製造，改良，加工等をするために要する経費（開発・試作した商品をそのまま販売する場合を除く。）
	使用料及び賃借料	補助事業の遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料，事務所・店舗等の借上げ料等に要する経費（１２月分（当該年度分）を限度とする。）
	委託・外注費	上記に該当しない経費であって，店舗の改修工事その他の補助事業の遂行に必要な業務を第三者に委託するために要する経費（自ら実行することが困難な業務に限る。）
	その他	その他市長が必要と認める経費
資金募集目標額	補助対象経費の額又は８０万円のいずれか低い額（１，０００円未満の端数はこれを切り捨てる。）	
補助額	資金の募集の結果に応じて補助額を算定する。 ア 募集額（クラウドファンディング型ふるさと納税により募集して得た資金の額から，資金の募集に係る手数料を減じた額とする。以下同じ。）が資金募集目標	

	額を下回った場合 募集額に，資金募集目標額から募集額を減じた額に 0.8 を乗じて得た額を加えた額（1,000 円未満の端数はこれを切り捨てる。）を交付する。 イ 募集額が資金募集目標額を上回った場合 資金募集目標額を交付する。
--	--